

## 5. 訪問事業ガイドラインについて



## 「乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン」「養育支援訪問事業ガイドライン」について

### ガイドライン策定の理由

- 今般、「生後4か月までの全戸訪問事業」は「乳児家庭全戸訪問事業」、「育児支援家庭訪問事業」は「養育支援訪問事業」として、改正された児童福祉法に位置づけられるとともに、市町村はその事業の実施に努めることとされた。
- 両事業については、全市町村での普及と効果的な実施が求められている。  
事業実施率（平成20年度次世代育成支援対策交付金内示ベース）
  - 生後4か月までの全戸訪問事業 71.8%
  - 育児支援家庭訪問事業 45.4%
- 市町村が事業に取り組むに当たって参考となるような、自治体取組の好事例等を踏まえた、望ましい事業の実施方法等を全国の市町村に示すことにより、事業の普及と効果的な実施が期待されると考えられるため。

### ガイドラインの位置づけ

- 本ガイドラインは、市町村において少なくとも当面取り組むべき内容を定め、事業のあり方を明確化したものであり、地域の実情に応じてガイドラインの内容を超えて一層の取組が行われることが期待される。

## 乳児家庭全戸訪問事業ガイドラインの主な内容

### ●事業目的

- 乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、子どもの健やかな育成を図る

### ●対象者と訪問時期

- 原則として生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭

### ●訪問者

- 保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く登用

### ●実施内容 \*市町村の判断により訪問者の専門性に配慮したものとする

- ① 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談
- ② 子育て支援に関する情報提供
- ③ 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握
- ④ 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

### ●支援の必要性についての判断等

- 訪問結果に基づき事業担当者・母子保健担当者・児童福祉担当者等が支援の必要性を判断
- 支援の必要な家庭については、養育支援訪問事業や母子保健事業等具体的な支援について検討し必要な支援につなげる

### ●その他 次の点についても規定

- 研修プログラム例
- 個人情報保護と守秘義務
- 第二種社会福祉事業の届出等
- 母子保健法に基づく訪問指導との関係
- 委託の場合の留意事項

## 養育支援訪問事業ガイドラインの主な内容

### ●事業目的

○養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する

### ●対象者

○乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡・通告等により把握され、養育支援が特に必要であって本事業による支援が必要と認められる家庭

### ●中核機関

○中核機関を設け、支援計画策定・進行管理や当該事業の対象者に対する他の支援との連絡調整を実施

### ●訪問支援者

○専門的相談支援は保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等、  
育児・家事援助については、子育てOB（経験者）、ヘルパー等 が役割分担し支援

### ●支援内容

#### ○乳児家庭等に対する短期集中支援型

0歳児の保護者等で積極的支援が必要な育児不安にある者や精神的に不安定な状態等で支援が特に必要な状況に陥っている者に対して短期・集中的な支援を複数の観点から行う

#### ○不適切な養育状態にある家庭等に対する中期支援型

不適切な養育状態や施設の退所等により、定期的な支援や見守りが必要な市町村や児童相談所による在宅支援家庭などに対して中期的な支援を念頭に、関係機関と連携して適切な児童の養育環境の維持・改善及び家庭の養育力の向上を目指し指導・助言等支援を行う

### ●その他 次の点についても規定

○訪問支援者の研修プログラム例

○個人情報保護及び守秘義務

○委託の場合の留意事項

○第二種社会福祉事業の届出等

